平成２７年（フ）第８４号
新潟県村上市藤沢303番地４
債務者　奥山　信子
1　決定年月日時　平成27年10月１日午前11時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成27年11月26日まで
新潟地方裁判所新発田支部

平成２７年（フ）第２０１号
静岡県富士市入山瀬630番地の９
債務者　藤田　光男
1　決定年月日時　平成27年10月１日午後１時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成27年11月26日まで
静岡地方裁判所富士支部

平成２７年（フ）第２４１号
愛知県江南市般若町前山143番地
債務者　鈴木　了二
1　決定年月日時　平成27年10月１日午後４時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成27年11月26日まで
名古屋地方裁判所一宮支部

平成２７年（フ）第２４６号
愛知県稲沢市石橋３丁目88番地
債務者　森本　育子
1　決定年月日時　平成27年10月１日午後４時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成27年11月26日まで
名古屋地方裁判所一宮支部

平成２７年（フ）第２６３号
愛知県一宮市今伊勢町馬寄字中屋敷45番地
債務者　吉田　好美（旧姓杉本）
1　決定年月日時　平成27年10月１日午後４時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成27年11月26日まで
名古屋地方裁判所一宮支部

平成２７年（フ）第２２号
兵庫県丹波市青垣町沢野783番地
債務者　足立江里夏
1　決定年月日時　平成27年10月１日午後１時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成27年11月26日まで
神戸地方裁判所柏原支部破産係

平成２７年（フ）第１８０号
香川県さぬき市志度360番地２　ハイツ宝Ｃ－206
債務者　松島　飛鳥（旧姓宮腰）
1　決定年月日時　平成27年10月１日午後１時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成27年11月26日まで
高松地方裁判所民事部破産・再生係

平成２７年（フ）第１５号
北海道名寄市西５条南６丁目40番地２　久保ビル105号室
債務者　村岡志保子
1　決定年月日時　平成27年９月29日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成27年11月27日まで
旭川地方裁判所名寄支部

平成２７年（フ）第８７号
北海道小樽市山田町５番20号
債務者　小幡三樹雄
1　決定年月日時　平成27年９月30日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成27年11月30日まで
札幌地方裁判所小樽支部

平成２７年（フ）第８８号
北海道小樽市山田町５番20号
債務者　小幡　裕美
1　決定年月日時　平成27年９月30日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成27年11月30日まで
札幌地方裁判所小樽支部

平成２７年（フ）第４６４号
宮城県黒川郡富谷町あけの平３丁目６番地15
債務者　東海林秋広
1　決定年月日時　平成27年９月30日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成27年11月30日まで
仙台地方裁判所第４民事部破産係

平成２７年（フ）第５５４号
宮城県名取市美田園８丁目１番地の５　シルバーピュア名取２　213号、従前の住所仙台市太白区鈎取字新田町17番地の２
債務者　太田　　智
1　決定年月日時　平成27年９月30日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成27年11月30日まで
仙台地方裁判所第４民事部破産係

平成２７年（フ）第３８号
福島県東白川郡塙町大字塙字代官町68番地１　アリスハイツ103号室
債務者　茂木　崇伺
1　決定年月日時　平成27年10月１日午後４時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成27年11月30日まで
福島地方裁判所白河支部破産係

平成２７年（フ）第３５９号
栃木県日光市明神2453番地１　晃明荘、前住所栃木県日光市芹沼1766番地69
債務者　被保佐人　阿久津幸夫
1　決定年月日時　平成27年９月29日午前11時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成27年11月30日まで
宇都宮地方裁判所第１民事部破産・再生係

平成２７年（フ）第５７号
千葉県君津市広岡2611番地１
債務者　本吉　史明
1　決定年月日時　平成27年９月25日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成27年11月30日まで
千葉地方裁判所木更津支部

平成２７年（フ）第７０号
千葉県君津市戸崎1334番地５　ハイツララ101
債務者　榎本　　弘
1　決定年月日時　平成27年９月29日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成27年11月30日まで
千葉地方裁判所木更津支部

平成２７年（フ）第２２８号
金沢市浅野本町１丁目２番10号
債務者　川瀬　恵子
1　決定年月日時　平成27年10月１日午後４時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成27年11月30日まで
金沢地方裁判所民事部